

非紹介患者初診加算料及び再診加算料について【お知らせ】

当院では、地域医療機関との連携と機能分担の一層の推進のため、平成28年4月の診療報酬改定及び令和元年10月1日からの消費税率引上げにより、「紹介状」をお持ちでない**初診の患者さん**から「非紹介患者初診加算料」として、令和元年9月30日までは5,000円を、令和元年10月1日からは**5,090円をご負担**いただきます。

また、当院から他医療機関（大病院を除く）への紹介の申し出後に、当院を受診した患者さんからは「再診加算料」として、令和元年9月30日までは2,500円を、令和元年10月1日からは**2,550円をご負担**いただきます。

他の病院・診療所を受診している方で、当院を受診される場合には、ぜひ紹介状をお持ちいただくようお願いします。

非紹介患者初診加算料及び再診加算料の**対象外**

- ・ 救急の患者
 - ア 救急用自動車で搬送された患者
 - イ 救急症状により即日入院となる患者
 - ウ 医師が緊急性等を認めた患者（保険医療機関が直接受診する必要性を特に認めた患者）
- ・ 国の公費負担医療制度の受給対象者
 - ア 生活保護法による医療扶助
 - イ 特定の疾病又は労災・公務災害等による各種公費負担制度 など
- ・ 地方単独事業のうち特定の障がい、特定の疾病に対する受給対象者
身
- ・ 当院の他の診療科を受診している患者
- ・ 当院の医科と歯科口腔外科との間で院内紹介された患者
- ・ 特定健康検査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・ 救急医療事業（休日夜間診療所など）、周産期事業（総合周産期母子医療センターなど）等における休日夜間受診患者
- ・ 外来受診から継続して入院した患者
- ・ 地域に他に該当する診療科を標榜する保険医療機関がない場合
- ・ 治験協力者、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ・ 健康診断、妊婦検診、乳幼児検診、人間ドック、予防接種、H I V感染者
- ・ その他、直接受診する必要性を特に認めた患者